

【その他関連資料2】 5. 中間とりまとめに対する意見と市の考え方（その2）

【凡例】

- (1) ≪北区≫ ≪東区≫ ≪中央区≫ ≪江南区≫ ≪南区≫ ≪秋葉区≫ ≪西区≫ ≪西蒲区≫は、各区の意見交換会で出された意見
 (2) ≪交換会以外≫は、別途事務局に寄せられた意見

1. 規定の追加

中間とりまとめに対する意見	市の考え方
<p>(意見 94) 性同一性障がいに関して市民の理解を深めるため、条例の中に、性同一性障がいに関する規定を設けてほしい。≪団体≫</p> <p>(意見 95) 条例の中で、性同一性障害の問題について、どのように扱えば良いか、ご専門の立場から検討していただきたい。≪交換会以外≫</p> <p>(意見 96) 障がいのある人が最も差別を受けている領域が性と生殖(恋愛・結婚・出産・育児)だと思うので、「障がいの有無に関わらず、誰もが安心して、次世代を担う子どもを産み育てられる社会」という文言を条例に盛り込んで欲しい。≪交換会以外≫</p> <p>(意見 97) 精神障がい者が、親亡き後に、自立して生活できるよう、自立に必要な生活費の補償という項目を入れていただきたい。≪団体≫</p> <p>(意見 98) 精神障がい者の多くは、引きこもり状態にあるので、そういった方たちの行き場、日中活動の場の確保を盛り込んで欲しい。≪団体≫</p>	<p>(考え方 94・95) 性同一性障がいは、精神障がいに含まれていることから、条例素案第7条による周知啓発の対象となっています。また、条例にすべての障がいの個別規定を盛り込むのは事実上困難なため、性同一性障がいに関する個別規定は設けないこととしたいと思います。ただし、前文や基本理念に障がいの多様性といった文言を入れて性同一性障がいを含む様々な障がいに配慮するとともに、最終とりまとめにおいても様々な障がいに係る差別解消に取り組むことを明記します。</p> <p>(考え方 96) この条例の目的は、「障がいのある人の人格・人権が尊重され、社会的障壁のない共に生きる社会の実現」となっており、意見にある個別の社会（障がいの有無～産み育てられる社会）はこの目的の中に含まれると考えています。</p> <p>(考え方 97・98) 個々のサービスの拡大については、障がい者計画の中で検討します。</p>

2. 条例制定後の取組み

中間とりまとめに対する意見	市の考え方
<p>(意見 99) 条例制定後、全市民が一体となって共生社会の実現に取り組む必要がある。≪秋葉区≫</p> <p>(意見 100) 条例に明文化されたものを、実践していくことが大切。≪南区≫</p>	<p>(考え方 99) 広く市民に周知を図り、全市民が一体となって取り組むよう努めます。</p> <p>(考え方 100) 条例を実践していきます。</p>

3. 公布・施行の時期

中間とりまとめに対する意見	市の考え方
<p>(意見 101) この条例について、平成27年度から公布施行するのは、早急なので止めてもらいたい。理由としては、条例検討会委員の選定が、新潟市の主導で行われており、公平な問題提起に疑問が残ること、また公表は、社会的属性を公にする危険な措置であり、弁明の機会もないことから止めてもらいたい。≪西区≫ 【再掲】</p> <p>(意見 102) 丁寧な啓発を行わないと、平成27年度に条例を公布施行しても、市民の理解が得られない。どのような啓発を行う予定なのか？ ≪西区≫ 【再掲】</p> <p>(意見 103) 障がいのある人の社会参加については、一般的な就労という形でなくても、色んな形で社会と繋がることができる。就労しか記載がないのはおかしい。そういう意味でも、平成27年度に条例を公布施行するのは止めて欲しい。≪西区≫ 【再掲】</p>	<p>(考え方 101～103) ご意見を踏まえ、条例の公布施行に当たっては、十分な周知を行います。</p>

4. 市の制度に対する要望

中間とりまとめに対する意見	市の考え方	中間とりまとめに対する意見	市の考え方
<p>(意見 104) 車椅子は場所を取るし、他の場所に移動するのも難しい。そのため、肢体不自由者の団体が使う時は、福祉センターとか、障がい者向けの施設において、昼ごはんが食べられると良い。《南区》</p> <p>(意見 105) 地域活動支援センター補助事業における制度改正により、利用実績に応じて補助金交付を行う単価制への移行が検討されている。このことにより、地位活動支援センターの一部では、支援員の数が減ることが予想される。これは、合理的配慮の不提供にあたるのではないか。《西区》</p> <p>(意見 106) 来年度からの導入を検討している地域活動支援センターの単価制について、導入を見送ってほしい。《西区》</p> <p>(意見 107) 子どもの障がいを早期に発見することは大事なことだが、診断機関が少ない中、市としてはどのように対応するつもりなのか。診断機関の診断がないと、手帳や年金が貰えない。診断機関の設置について、今後検討願いたい。《西区》</p> <p>(意見 108) 療育については、はまぐみさん以外で乳幼児期に作業療法・理学療法を行う場が無いので、そのような療育の場を作っていただきたい。《団体》</p> <p>(109) 重度心身障がい者医療費助成制度において、平成26年9月から1級の精神障がい者が制度の対象となる。しかし、他の障がいでは2級や3級も対象であることから、精神障がいについても同様の扱いとして欲しい。《団体》</p> <p>(意見 110) 精神障がい者の場合、重度心身障がい者医療費助成制度は、一級しか対象にならない。二級、三級が対象にならないのは、差別であり、合理的配慮の不提供に当たると思う。《団体》</p>	<p>(考え方 104~118) 市の制度に対する要望については、条例素案へ具体的に反映させていませんが、関係課で共有し、今後の施策の参考とします。</p>	<p>(意見 111) 難聴者が要約筆記の支援が必要で申請したときは、派遣を認めて欲しい。《団体》</p> <p>(意見 112) 今回の意見交換会では、手話通訳・要約筆記が必要な方は、一週間前の申し込みが求められていた。しかし、当日に急きょ出席が可能になる方もいるので、いつでも手話通訳・要約筆記が配置されるようにして欲しい。《団体》</p> <p>(意見 113) 合理的配慮というのであれば、要約筆記・手話通訳等が必要という申出がなくても、それらを配置すべきではないか。《西蒲区》</p> <p>(意見 114) 障がい福祉の充実のため、窓口の有資格者の相談員を配置すべき。《西蒲区》</p> <p>(意見 115) 今回の意見交換会で、聴覚障がい者の参加がなかったため、手話通訳・要約筆記がキャンセルになったと聞き、驚いた。「合理的配慮」であれば、申込みなしで、誰でも参加できるようにすべき。《交換会以外》</p> <p>(意見 116) 人口内耳の電池代及び体外機の助成をお願いしたい。等級が上がることで、補聴器等の補装具費の支給がなくなり、自己負担が大幅に増えることが納得できません。《交換会以外》</p> <p>(意見 117) 合理的配慮について、お金がたくさんかかることは対応が難しいが、人的に配慮することで、対応できる部分もある。施設面の整備でお金がかかる場合は、補助金で対応するなどの施策が必要なのではないか。《西蒲区》</p> <p>(意見 118) 特別支援学級、特別支援学校という表現は、障がい者を特別扱いしていると感じられる。専門支援学級、専門支援学校という表現に変えることはできないか。《北区》</p>	

5. その他

中間とりまとめに対する意見	市の考え方	中間とりまとめに対する意見	市の考え方
<p>(意見 119) 障がい者に関する様々な法律を国が制定している中で、なぜ新潟市独自の条例が必要なのか?《秋葉区》</p> <p>(意見 120) ただ法律を踏襲するだけでなく、条例は、新潟市独自の創意工夫がなされるべき。《団体》</p> <p>(意見 121) 新潟市では「障がい」と表記しているが、未だに法律等で「障害」という表記を見ることがある。国で平仮名表記に改善されていないことも差別ではないか?《秋葉区》</p> <p>(意見 122) 労働イコール賃金とは考えずに、奉仕的な働く場・勤労の場を増やすべきではないか。《江南区》</p> <p>(意見 123) いじめに遭い、地域にいるのが嫌だという事例があった。《南区》</p> <p>(意見 124) 自転車の駐輪の件で、周囲の理解が得られない体験をした。《南区》</p> <p>(意見 125) 65 歳以上になると、障がい福祉サービスから介護保険サービスに切り替わるが、ずっと障がい福祉サービスを適用すべき。《中央区》</p> <p>(意見 126) このような条例を作るときは、自治協に協議すべきではないか。《南区》</p> <p>(意見 127) こういう条例を作るときは自治協に協議すべきとの意見があったが、私はこのような意見交換会で意見を聞くべきだと考える。《南区》</p> <p>(意見 128) 障がい者だけではなく、障がい者を介助する側の施設がある住み易い地域を目指して欲しい。《南区》</p>	<p>(考え方 119・120) 「本法の成立後においても、地方公共団体が地域の实情に即して、いわゆる上乗せ、横出し条例を含む障害を理由とする差別に関する条例を制定することは、当然に可能である(障害者差別解消法Q&A)」との国の見解が示されています。本市では、共生社会の実現のため、法律をより具現化し、実践していくことが必要と考えています。</p> <p>(考え方 121~150) その他の意見交換会等で出された意見については、関係課で共有し、今後の施策の参考とします。</p>	<p>(意見 129) 出生前検診自体が差別ではないか?《中央区》</p> <p>(意見 130) 一部の障がい者の意見が反映されているという感じがする。もっと幅広い障がい者の声を聞くべき。《中央区》</p> <p>(意見 131) キャッチフレーズをしっかりと決めてほしい。「障がい」ではなく、「身体が不自由な方」という表現の方が良い。《中央区》</p> <p>(意見 132) 障がい者の性の問題にも、差別があると聞く。《中央区》</p> <p>(意見 133) 「中間とりまとめ」の内容は、理念的なものが中心。具体的な数値目標とか、予算的なものが大事。《東区》</p> <p>(意見 134) 障がいのある子を持つ母として、親亡き後の子どもの将来に不安を感じる。《東区》</p> <p>(意見 135) 障がいのある人だけではなく、生活の暮らしにくさという部分では、妊娠中の方についても同じようなことが考えられる。同じような取り扱いにしたらどうか。《東区》</p> <p>(意見 136) 障害者雇用促進法の改正や障害者差別解消法の成立などを受け、新潟市が取り組む総合的な計画について、お聞かせ願いたい。《西区》</p> <p>(意見 137) 新潟市内にある新潟県精神保健福祉センターに相談に行っても、新潟市民は新潟市こころの健康センターに行ってくれと言われる。県と市の縦割り行政の弊害を感じる。《西区》</p>	

中間とりまとめに対する意見	市の考え方	中間とりまとめに対する意見	市の考え方
<p>(意見 138) 精神の手帳は、2年に一度申請が必要。なぜ申請が必要なのか。《団体》</p> <p>(意見 139) 精神障がい者の場合、JRや飛行機などの公共交通機関の割引が、身体障がい者等と同様ではない。不公平。《団体》</p> <p>(意見 140) 障がい者の参加がより容易になるよう、意見交換会では会場までの送迎を行うべきではないか。《西蒲区》</p> <p>(意見 141) 聴覚に障がいがあり、聞こえないから危ないので、狩猟免許の取得を断られたが、聞こえなくても大丈夫な方法を考えて欲しい。《西蒲区》</p> <p>(意見 142) 緊急時に非常に不安があり、安心できない環境があるので、そこで安心できる仕組みが欲しい。《西蒲区》</p> <p>(意見 143) 昔に比べるといくらか良くなったが、移動の部分では非常に不便を感じている。《西蒲区》</p> <p>(意見 144) 実効性のある条例にするには、具体的な施策が必要。現状の施策を確認する上で、新潟市・新潟県・国の施策の整理表を作成してほしい。《交換会以外》</p> <p>(意見 145) 国の法律と新潟市条例との対比表を作成し、違いがわかるようにしてほしい。その違いは、新潟市条例の必要性の根拠となり、また市民が条例を理解する上で役立つものとなる。《交換会以外》</p> <p>(意見 146) 仕事の支援だけでなく、障がい者の恋愛支援も行ってほしい。《交換会以外》</p>		<p>(意見 147) 障がい年金をただ受け取るだけではなく、年金への感謝の気持ちの表れとして、勤労の場を提供すると良いと思います。《交換会以外》</p> <p>(意見 148) 今回の意見交換会で、障がいのある方が、申込みをして参加するというのは、ハードルが高い感じがする。《交換会以外》</p> <p>(意見 149) 障がい者のいる社会が当たり前、「差別はダメ」ということを示す上で、条例は必要。《交換会以外》</p>	